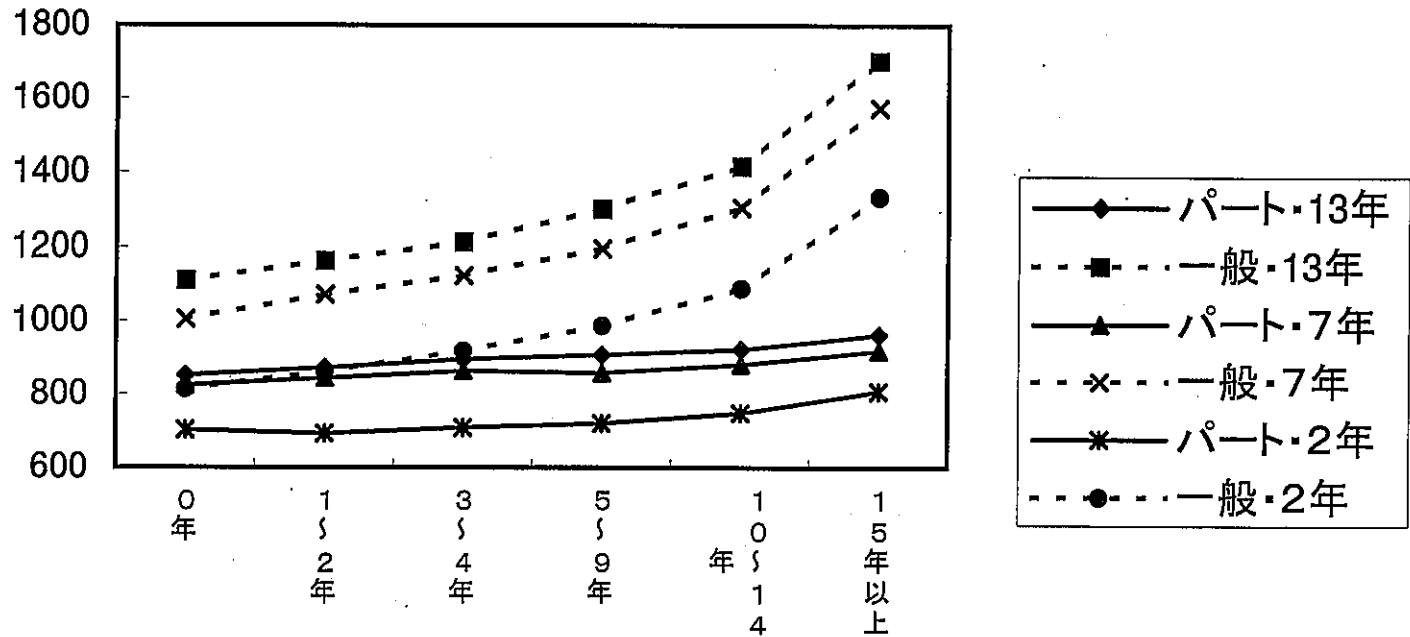


勤続年数別賃金カーブ(時給)

(円)



(備考)

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(パートについては特別集計)により、短時間・在宅労働課で算出した。

パートタイム労働者とは、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも少ない又は1日の所定労働時間が一般の労働者より同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。